

広島県選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、竹原市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十五年一月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
たけはら美術館文化創造ホール	竹原市中央五丁目六番一八号	平成二十四年二月六日